

横浜中央局

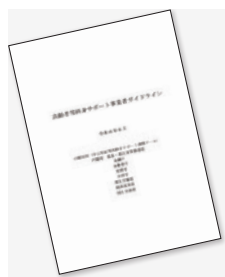
料金別納
郵便

一般社団法人 身元保証相談士協会[®]

認定資格 身元保証相談士[®]のご案内

身寄りのない高齢者という社会課題

独居高齢者は700万人超、そのうち配偶者なし子なしの独居高齢者は370万人超。こうした中で、令和6年の自宅での孤独死数は7.6万人。戸籍法の解釈変更（死亡届の問題）含め、死後事務委任契約の重要性が増しています。



社会課題解決に向けて、行政・業界団体・法律改正など進展があります！

内閣府のガイドラインや業界団体の設立など健全化が進む！

2024年6月、内閣府が「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を公表
2025年11月、全国初の業界団体がおひとり様支援の健全な運営ルールを発表
…設立フォーラムには、日弁連・日司連・日行連の役員の方も参加

法改正や健全な運営ルールの確立によって、

身寄りのない高齢者を支援する終身サポート事業（身元保証事業）はやがて登録制へ！

士業事務所として国・行政の方針に基づいて、 遺言・死後事務等を進める流れが広がっていきます！

栃木県内では、**大手葬儀社が終身サポート事業に参入！**

毎月5～10件の死後事務や身元保証に関する契約書作成の相談案件があります！
専門的な知識を有する士業事務所を募集しています！

総勢170名！年間2,800件超の相続・遺言案件を取り扱うオーシャングループ主催

行政書士・司法書士

身元保証相談士[®] 無料説明会 を 宇都宮会場 + オンラインで開催予定

【日時】10月28日（火）16時00分～17時40分 ※受付：15時30分～

【場所】TKP 宇都宮カンファレンスセンター ルームC（宇都宮駅西口 徒歩4分）

身寄りのない高齢者の増加に伴い、
自宅での**孤独死が深刻な社会課題**となっています！

健全な身元保証サービスの提供に向けて、**業界団体の設立**や
社会福祉法等の法改正が進んでいます！

令和6年中に**自宅で孤独死した人数は76,020人！**

警察庁の統計によると、令和6年中に自宅で死亡した1人暮らしの人の数は**76,020人**（うち65歳以上は**58,044人**）になります。そのうち、死後8日以上経過して発見された人の数は**21,856人**（うち65歳以上は**15,630人**）にもなります。

独居高齢者：**700万人超** 子供や配偶者なしの独居高齢者：**370万人超**
身寄りのない高齢者の問題が、深刻な社会課題となっています。



➡上記のように、身寄りがなく身上監護・財産管理に問題がある方は、成年後見制度で支援されますが、それはおひとり様のほんの一部で、問題となっているのは、判断能力があるおひとり様の死後事務・身元保証などの対応になります。

ここは社会福祉法の改正や業界団体の設立など、課題解決に向けた取り組みが日々進んでおります。土業としては死後事務や遺言書作成で参画が可能です！

プレゼンター



国内最大の身元保証団体である身元保証相談士協会
(全国142拠点・会員数256名)を運営！

OCEAN GROUP
株式会社 オーシャン
一般社団法人 身元保証相談士協会®
代表取締役 / 経営コンサルタント
全国高齢者等終身サポート事業者協会 準備委員会 理事

くろだ ひろし
黒田 泰

2003年、新卒で船井総合研究所に入社。その後2005年、同僚とともに、土業コンサル部門を立ち上げる。2008年相続関連業務のコンサルを通じて多くの土業事務所の業績を上げて社内の契約件数1位を達成。2010年には法律家による身元保証の仕組みを構築する。2011年に退職。

2012年、行政書士・司法書士とオーシャングループを設立。現在、14期目。グループ内の土業事務所は、年間2,800件を超える相続業務を担当する国内屈指の相続専門事務所に成長。現在4拠点、従業員170名。講演実績600件超、著書・共著6冊



2024年6月、**高齢者等終身サポート事業者ガイドライン**が公表！ 2025年11月には、**全国高齢者等終身サポート事業者協会**によって **おひとり様支援の健全な運営ルール**を発表予定！ **おひとり様支援の健全化**に向けて大きく動いています！

内閣府が「**高齢者等終身サポート事業者ガイドライン**」を公表！

ガイドラインには下記事項が記載されています！

- ・ 高齢者等終身サポート事業を行う上では、「**死後事務委任契約書**」「**財産管理契約書**」「**事務委任契約書**」等を作成することが望ましい。
- ・ 健全な判断能力がある状態で**遺言書**を作成すべきである。
- ・ 遺贈や死因贈与を条件とする身元保証契約は避けるべきである。

地域において法律家として健全な契約書作成ニーズが高まっています！

代表黒田が身寄りのない高齢者問題の政策担当をしていた坂井大臣と面会 「**全国高齢者等終身サポート事業者協会 準備委員会**」理事就任



内閣府にて代表の黒田が、坂井学大臣（国家公安委員長・防災担当大臣）を表敬訪問し、身元保証事業の取り組みと今後の全国団体の立ち上げについて情報交換を行いました。
その後、「全国高齢者等終身サポート事業者協会 準備委員会」理事に就任いたしました。

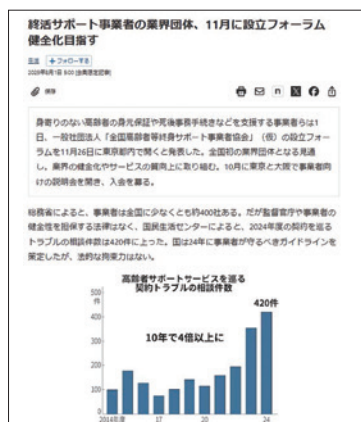
※現在、全国団体では健全な身元保証の在り方について協議。
代表黒田は「遺贈寄附」と「死後事務に関する預託金」に関するルールづくりを担当。

11月26日、**身寄りのない高齢者支援に関する国内初の業界団体設立へ！** **内閣府や各省庁（法務省・総務省・厚労省等）の担当者、福祉業界団体、日弁連・日司連・日行連**も設立フォーラムに参加予定！

新しい身元保証・死後事務に関するルールが動き出します!!

身寄りの無い高齢者等に関する社会課題解決を目指し、国内初の業界団体「**全国高齢者等終身サポート事業者協会**」設立フォーラムが、11月26日に開催されます。

内閣府や厚労省を始めとする行政関係者、福祉業界団体、日弁連・日司連・日行連もご参加いただき、健全なおひとり様支援に向けた新しい運営ルールを発表いたします。



おひとり様支援の健全化に向けて行政や業界団体が動き、法改正も進んでいます！
遺言・任意後見・死後事務等の作成を通じて、
身寄りのない高齢者を支援する法律家の仕事に取り組んでいきませんか？

高齢者等終身サポート事業には**必ず契約書作成業務**があります！
地域の社会課題解決と向き合い、**遺言・遺言執行（相続）・任意後見・死後事務**などの仕事を増やしませんか？

おひとり様支援の健全化によって、**土業の仕事（遺言・遺言執行・任意後見・死後事務）は地域の事業者との連携によって今後ますます広がっていきます！**

高齢者等終身サポート事業には、「身元保証等サービス」「死後事務サービス」「日常生活支援サービス」が含まれ、これらのサービスが確実に履行されるため、「遺言書」「死後事務委任契約書」「事務委任契約書」「任意後見契約書」等を作成することとが求められています。そして、この契約書作成とご逝去後の遺言執行業務が土業の独占業務であり、地域の事業者にとっては土業事務所との連携が必要不可欠となります。

土業	高齢者等終身サポート事業
契約書作成	・身元保証に関する公正証書の作成
①身元保証サービス	・入院時の身元保証 ・入所時の身元保証 ・死亡または退去時の身柄の取引 ・医療の同意（医師対応） ・緊急時の対応
②死後事務サービス 葬儀・供養	・死亡確認 ・死亡診断書等の受領 ・葬儀手配 ・供養（納骨）手配
事務手続き	・医療費精算 ・家財処分 ・行政手続き ・年金手続き ・ライフラインの停止ほか
③日常生活支援サービス	・通院の送迎や付添い ・買物同行や購入支援 ・介護保険等受給手続 ・各種事務代行
財産管理	・財産管理、小口口座管理 ・各種支払い代行 ・各種精算支援 ・生活費等の管理、送金など
遺言執行	・遺言書に基づく遺言執行業務

土業の仕事（契約書作成）

- ・遺言書 ・死後事務委任契約書
- ・事務委任契約書 ・任意後見契約書
- ・預託金に関する財産管理契約書
- ・いざという時の意思表示宣言書

高齢者等終身サポート事業
社団法人などにて対応

土業の仕事（遺言執行）

- ・相続人調査（戸籍の収集）
- ・遺言執行通知の発送
- ・相続財産の調査および解約
- ・遺言書に基づく清算手続き

栃木県内の大手葬儀社様が、**高齢者等終身サポート事業に参入！**
大手葬儀社様は**高齢者等終身サポート事業（オレンジ枠）**を担当！
契約書作成・遺言執行（緑枠）の対応ができる土業を探しています！

月5～10件の死後事務や身元保証の相談案件があります！
大手葬儀社様と連携して契約書作成を担当していただける土業事務所募集！

栃木県内の大手葬儀社様が高齢者等終身サポート事業に参入したことで、**月5～10件の死後事務や身元保証の相談業務**があります。

地域の協力先の土業だけでは、契約書作成の業務が回らず、栃木県内で契約書作成を担当していただける土業事務所を5～10事務所募集しています。ご興味がある先生は、**10月28日（火）開催の身元保証相談士無料説明会**にご参加いただければと思います。

